

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
3月30日
(金曜日)

目 次

○規則

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………二

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(医務保険課)……………三

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(医務保険課)……………三

地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(新産業振興課)……………四



公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 政

山口県規則第五十七号

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成十八年山口県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法」という。の下に「第十三条第四項、同条第六項第二号、」を加

え、「第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十四条第一項及び第四項、第四十条第七項並びに第四十六条」を「第三十四条第一項から第三項まで、第四十条第六項、第四十六条、第五十六条の二第一号及び第二号並びに第七十八条の二第二項」に、「第三十条」を「第三十五条」に改める。

第七条及び第八条を削り、第六条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条第一項中「ときは、」の下に「知事が別に定める日までに、申請書に」を加え、「の期間の最初の事業年度の開始の日の三十日前までに、申請書に当該中期計画」を削り、同条を第六条とし、第三条を第五条とする。

第二条中「業務方法書に記載すべき」を「規則で定める」に改め、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

(監査報告の記載事項)

第二条 法第十三条第四項の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法、他の法令、条例若しくは規則又は定款若しくは業務方法書、法第四十五条に規定する規程その他の規則(以下「法令等」という。)に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の役員(監事を除く。次号において同じ。)の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)
第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第九条を削り、第十条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の記載事項)

第十条 法第三十四条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法人に関する基礎的な情報

二 財務諸表の要約

三 業務の実績に基づく説明

四 その他事業に関する事項

第十一条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改める。

第十四条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改める。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出に係る内部組織)

第十九条 法第五十六条の二第一号の規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直

近下位の内部組織として知事が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)

であつて再就職者(離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前

五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定め

るものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内

部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあつては、他の現内部組織)が行つ

ている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当

該現内部組織に在職していたものとみなす。

第二十二条を第二十五条とし、第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条

とし、同条の前に次の三条を加える。

(再就職者による法令等違反行為の依頼の届出等に係る管理又は監督の地位)

第二十条 法第五十六条の二第二号の規則で定める管理又は監督の地位は、役員に相当

するものとして知事が定めるものとする。

(出資の認可の申請)

第二十一条 法人は、法第七十七条の三の規定による認可を受けようとするときは、次

に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名(出資先が投資事業有限責任組合であ

る場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事業所の所在地並びに無

限責任組合員の氏名又は名称及び住所)

二 出資に係る財産の内容及び評価額

三 出資を行う時期

四 出資を必要とする理由

五 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 出資先の定款その他の基本約款(出資先が投資事業有限責任組合である場合に

あつては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書)又はこれに準ずるもの

二 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類

三 その他知事が必要と認める書類

(各事業年度に係る業務の実績等に関する報告書の記載事項)

第二十二条 法第七十八条の二第二項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報

告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果

を記載しなければならない。

一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明ら

かにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当

該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間

における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報

告書 中期計画に定めた項目

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定

は、公布の日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十八号

山口県規則第五十八号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(平成二年山口県規則第十一号)の一部を次のように改正

する。

別記第四号様式の添付書類1を次のように改める。

戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項

(日本の国籍を有しない者については、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したもの

に限る。)(クリーニング師試験受験願書(別記第1号様式)を提出した後氏名を変更し

た日本の国籍を有する者にあつては、戸籍の謄本又は抄本に限る。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十九号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療の終了後に入院するために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているもの（以下「他の病床が確保されている放射線治療病室等の病床」という。）を削り、同条第二項及び第三項中「に規定する他の病床が確保されている放射線治療病室等」を「の放射線治療病室」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十号

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十三年山口県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法」という。）の下に「第十三条第四項、同条第六項第二号、」を加え、「第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十四条第一項及び第四項、第四十条第七項並びに第四十六条」を「第二十八条第二項、第三十四条第一項から第三項まで、第四十条第六項、第四十六条並びに第五十六条の二第一号及び第二

号」に改める。

第六条及び第七条を削り、第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条を第五条とする。

第二条中「業務方法書に記載すべき」を「規則で定める」に改め、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の記載事項）

第二条 法第十三条第四項の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法、他の法令、条例若しくは規則又は定款若しくは業務方法書、法第四十五条に規定する規程その他の規則（以下「法令等」という。）に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の役員（監事を除く。次号において同じ。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第八条を次のように改める。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する報告書の記載事項）

第八条 法第二十八条第二項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報

告書 中期計画に定めた項目

第十六条第一項中「第二章第十一節第八十五」を「第一章第十一節第八十五」に改め、同条を第十七条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第十二条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改め、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の記載事項)

第十条 法第三十四条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法人に関する基礎的な情報

二 財務諸表の要約

三 業務の実績に基づく説明

四 その他事業に関する事項

第十七条の次に次の二条を加える。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出に係る内部組織)

第十八条 法第五十六条の二第一号の規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であつて再就職者(離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあつては、他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出に係る管理又は監督の地位)
第十九条 法第五十六条の二第二号の規則で定める管理又は監督の地位は、役員に相当するものとして知事が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十一号

地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成二十一年山口県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法」という。)の下に「第十三条第四項、同条第六項第二号、」を加え、「第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項」を「第二十八条第二項」に、「及び第四項、第四十条第七項並びに」を「から第三項まで、第四十条第六項及び」に、「第七条」を「第十四条」に改める。

第七条及び第八条を削り、第六条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条第一項中「ときは、」の下に「知事が別に定める日までに、申請書に」を加え、「の期間の最初の事業年度の開始の日の三十日前までに、申請書に当該中期計画」を削り、同条を第六条とし、第三条を第五条とする。

第二条中「業務方法書に記載すべき」を「規則で定める」に改め、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

(監査報告の記載事項)

第二条 法第十三条第四項の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法、他の法令、条例若しくは規則又は定款若しくは業務方法書、法第四十五条に規定する規程その他の規則(以下「法令等」という。)に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の役員(監事を除く。次号において同じ。)の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
六 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第九条を次のように改める。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する報告書の記載事項)

第九条 法第二十八条第二項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しななければならない。

一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

第十九条を第二十条とする。

第十八条第一項中「第一章第十一節第八十四」を「第一章第十一節第八十五」に改め、同条を第十九条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第十四条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の記載事項)

第十一条 法第三十四条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法人に関する基礎的な情報
- 二 財務諸表の要約
- 三 業務の実績に基づく説明
- 四 その他事業に関する事項

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項及び第十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成三十年三月三十日
印刷發行

發行人所

山口県知事